

「派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案（仮称）」の概要について

平成 24 年 6 月 28 日

厚生労働省

職業安定局派遣・有期労働対策部

需給調整事業課

1. 改正の趣旨

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 27 号。以下「労働者派遣法等一部改正法」という。）が 4 月 6 日付けで公布され、公布日から起算して 6 月を超えない範囲内で政令で定める日から施行するとされている。

このため、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）に基づく派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成 11 年労働省告示第 138 号。以下「指針」という。）についても所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

（1）指針に以下の内容を追加する。

- ・ 均衡を考慮した待遇の確保に向けた協力

派遣先は、労働者派遣法第 40 条第 3 項の規定に基づき、派遣元事業主の求めに応じ、派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事している労働者の賃金水準、教育訓練等の実状を把握するために必要な情報を派遣元事業主に提供するとともに、派遣元事業主が派遣労働者の職務の成果等に応じた適切な賃金を決定できるよう、派遣元事業主からの求めに応じ、派遣労働者の職務の評価等に協力するよう努めるものとする。

（2）その他所要の規定の整備を行う。

3. 適用期日

労働者派遣法等一部改正法の施行の日（平成 24 年 10 月 1 日予定）